

添付法令資料 3 :

加工食品ラベルにおける栄養価情報 (ING) に関する
2026年6月9日付インドネシア共和国医薬品食品監督庁規則No. 10 (目次)
同月17日施行

第 1 章	総則 (第 1 条ないし第 4 条)
第 2 章	ING の表示方法
第 1 節	通則 (第 5 条ないし第 7 条)
第 2 節	1 回摂取量 (第 8 条ないし第 11 条)
第 3 節	栄養成分及び非栄養成分の種類 (第 12 条ないし第 16 条)
第 4 節	栄養成分及び非栄養成分の量並びに AKG (推奨栄養摂取量) に対する割合 (第 17 条ないし第 20 条)
第 3 章	栄養成分及び非栄養成分の分析結果の許容限度 (第 21 条ないし第 25 条)
第 4 章	包装前面における ING の表示 (第 26 条ないし第 29 条)
第 5 章	審査 (第 30 条)
第 6 章	経過規定 (第 31 条及び第 32 条)
第 7 章	終則 (第 33 条及び第 34 条)